(四)　総務大臣は、開設計画の認定を受けた者が正当な理由なく、認定を受けた開設計画に従って高度既設特定基地局を運用していない場合及び開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していない場合には、開設計画の認定を取り消すことができることとした。

3　実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備関係（第二条関係）

(一)　電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用して総務省令で定める実験等無線局を開設しようとする者が、総務大臣に届出をした場合には、同法第四条第三号の規定の適用について、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととした。

(二)　移動する無線局の包括免許人が、総務大臣の許可を受けて、電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用して、その包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする実験等無線局を運用することができることとした。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（法律第七号）（内閣府本府）

1　子育てのための施設等利用給付

(一)　施設等利用費の支給

(1)　市町村は、(二)の小学校就学前子どもが(三)の特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、その保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、子育てのための施設等利用給付として、施設等利用費を支給することとした。（第八条、第三〇条の二及び第三〇条の一一第一項関係）

(2)　施設等利用費の額は、一月につき、(二)に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とすることとした。（第三〇条の一一第二項関係）

(二)　施設等利用給付認定子ども

施設等利用費の支給は、次に掲げる小学校就学前子どもの区分について認定を受けた保護者に対して行うこととした。（第三〇条の四及び第三〇条の五関係）

(1)　満三歳以上の小学校就学前子ども（(2)及び(3)に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

(2)　満三歳に達する日以後の最初の三月三一日を経過した小学校就学前子どもであって、第一九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3)　満三歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第一九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和二五年法律第二二六号）の規定による市町村民税を課されない者であるもの

(三)　特定子ども・子育て支援施設等

施設等利用費の支給に係る子ども・子育て支援施設等（次に掲げる施設又は事業をいう。以下同じ。）の確認は、施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行うこととした。（第七条第一〇項及び第五八条の二関係）

(1)　認定こども園（特定教育・保育施設であるものを除く。）

(2)　幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）

(3)　特別支援学校（学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第七六条第二項に規定する幼稚部に限る。）

(4)　児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第五九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、認定こども園であるもの等を除く。）のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

(5)　認定こども園（特定教育・保育施設であるものを含む。）、幼稚園（特定教育・保育施設であるものを含む。）又は特別支援学校の教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該施設に在籍している小学校就学前子どもに対して教育・保育を提供する事業のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

(6)　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

(7)　児童福祉法第六条の三第一三項に規定する病児保育事業のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

(8)　児童福祉法第六条の三第一四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

2　費用等

(一)　市町村、都道府県及び国の負担

施設等利用費の支給に要する費用は、原則として国が二分の一、都道府県が四分の一、市町村が四分の一を負担することとした。（第六五条第三号～第五号、第六六条第二号、第六六条の二、第六七条第二項及び第六八条第二項関係）

(二)　子ども・子育て支援臨時交付金の交付

国は、平成三一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付するものとし、必要な規定を整備することとした。（子ども・子育て支援法附則第一五条～第二五条関係）

3　経過措置

(一)　1の子育てのための施設等利用給付については、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法第五九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、認定こども園であるもの等を除く。）を子ども・子育て支援施設等とみなして、この法律による改正後の子ども・子育て支援法の規定（特定子ども・子育て支援施設等が遵守すべき基準、勧告事由及び確認の取消事由を除く。）を適用することとした。（附則第四条第一項関係）

(二)　市町村は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条例で定めるところにより、(一)により子ども・子育て支援施設等とみなされる施設に係る1(一)(1)による施設等利用費の支給について、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り行うものとすることができることとした。（附則第四条第二項関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年一〇月一日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律（法律第八号）（文部科学省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「大学等」とは、大学（学部を置くことなく大学院を置く大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいうこととした。（第二条第二項関係）